

徳島県バーチャルスクールカフェ事業実施要領

1 事業の目的

貧困世帯のこどもが大人になって再び貧困に陥る、いわゆる「貧困の連鎖」を解消するため、生活保護家庭をはじめ、ひとり親家庭、不登校児のいる家庭等生活困窮家庭のこどもを対象に、オンラインによる家庭でも学校でもない「第3の居場所」を提供するとともに、相談支援及び高校進学後の中退防止対策等各家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことを目的として、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づいて実施するものである。

2 事業運営主体

徳島県（以下「県」という。）は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他県が適当と認める団体に、その運営を委託して実施する。

3 事業実施体制

（1）事務所の確保

本事業を実施するため、事業運営主体は徳島県内に事務所を設置する。

（2）配置職員〈受託者は、以下の職員を配置すること〉

- ① 責任者1名
- ② 支援コーディネーター1名
- ② 支援員（概ね支援対象者4名に対して1名）

4 事業の内容

ア 居場所づくりと学びの支援

受託者は、オンラインによる居場所づくりと学びの支援を行う。

居場所づくりについては、日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談について親身に対応し、こどもが安心して通える居場所の提供に努めるとともに、電話やSNS等でいつでも相談可能な体制を構築する。

学びの支援については、居場所づくりの一環としての学習指導を行うこと。学習指導については、単なる教科の指導のみに専念することなく、こどもの特性や社会的環境に配慮の上、学習習慣の定着、高等学校等への進学に係る情報提供、先輩生徒との交流等を通し、こどもが将来に夢や希望を抱けるようなきっかけづくりの場となることを必須とし、本事業が生活困窮者支援の一環であることに十分留意の上取り組む。

（ア）対象者

徳島県内町村の中学校に通う以下の家庭のうち、保護者から県へ利用の申込みがあった家庭の生徒とする。

- ① 生活保護受給家庭及び準要保護家庭
- ② 生活困窮者家庭
- ③ その他、学校、教育委員会、福祉事務所又は社会福祉協議会等を通じ

県が必要と認める生徒のいる家庭

(イ) 支援人数

50名程度とする。

(ウ) 実施場所及び形式

生徒及び保護者との面会はオンラインで実施すること。ただし、開始時及び修了時は原則対面にて面談を行う。個別又は集団での実施については利用者の希望や特性を考慮の上柔軟に対応する。

(エ) 実施回数

原則として年間40回以上、1回2時間程度とする。なお、夏休み等の長期休みや定期テスト、受験期前等は各家庭のニーズに応じて実施回数を柔軟に対応する。

(オ) 支援員

支援員は次の①～③のすべてに該当する者とする。

- ① 本事業の目的を理解するとともに熱意を持って業務を適切に行うことができる者
- ② 生徒の良き理解者として生活相談等に応じることができる者
- ③ 中学相当の学習内容を個別指導する能力を有している者

(カ) その他実施上の留意点

- ① 本事業の利用を希望する生徒もしくは保護者は、電子申請にて参加を希望する旨を県へ届出を行う。
- ② 県は、申請者に対し、受講決定を通知する。
- ③ 受託者は、上記イに基づき、利用者名簿を作成する。
- ④ 受託者は、事業開始に先立ち、対象生徒をはじめその保護者、もしくは担当教員と面談の上、本事業の目的及び支援方法について十分に説明し、理解を得た後、個別支援計画票を作成する。面談については、原則対面とする。ただし、対象生徒もしくはその他の事情により対面による面談が困難な場合はその限りではない。
- ⑤ 本事業への参加中止を希望する保護者は、中止届を県へ提出する。また、受託者を經由して県へ提出しても差し支えない。
- ⑥ 受託者は、活動日誌を作成し、保管する。

イ 家庭の相談支援

家庭の抱えている問題が、こどもの生活、学びの機会及び進路等に影響を及ぼす可能性があることから、家庭の問題の軽減、解消を図るため、生徒を含めた家族への相談支援を実施する。また、本事業の参加者が高校進学を果たしても、その後高校を中退すると、将来において貧困に陥るリスクが懸念されることから、前年度以前に本事業等に参加された家庭のうち、高校に進学した者を対象に、中退を防止するための支援を行う。

(ア) 対象者

本事業に参加している生徒及びその家族。並びに前年度以前に本事業、『こどもの「家庭と学び」の支援事業』もしくは『こどもの「居場所と学

び」サポート事業』を利用した生徒のうち、高校に進学した者及びその家族とする。

(イ) 支援内容

支援コーディネーターを配置し、対象者やその保護者から電話連絡やオンライン面談により、学校や家庭生活について相談を受ける。また、徳島県が別に実施する生活困窮者自立支援事業の相談支援員や福祉事務所のケースワーカー、学校教員と連携をはかり必要な支援を行う。

(ウ) 実施上の留意点

- ① 受託者は、対象生徒及びその保護者、学校等の関係者に対して、本事業の目的、支援内容、方法等について十分に説明し、理解を得て支援を実施すること。
- ② 受託者は、相談支援を実施するごとに、相談支援日誌を作成し、保管する。

ウ 支援会議

(ア) 目的

本事業の目的達成に向け、各家庭の特性やニーズを把握し、学校、福祉事務所又は社会福祉協議会等地域団体との協力関係構築のもと、きめ細やかなサポートを行うため、支援会議を開催する。

(イ) 参加者

各中学校教員、県福祉事務所ケースワーカー、各町村社会福祉協議会担当者、各町村教育委員会等から必要に応じて県が選定する。

(ウ) 実施方法

オンラインで中学校毎の開催とする。第1回支援会議は8月から9月頃にかけて行うこととし、県が主催する。第2回以降は受託者が主催する。

(エ) 実施内容

第1回支援会議において、各参加家庭に対し、受託者の立案した個別支援計画票に基づき支援計画を作成する。第2回以降は第1回で作成された支援計画に基づき、各生徒の状況に応じて支援の進捗及び支援計画の変更等について協議検討を行うものとする。最終回の支援会議は1月頃から3月にかけて実施することとし、当該支援計画の成果検証を行う。

附 則

この要領は、令和4年9月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。